

議案第10号

交野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について

交野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成30年2月26日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 退職手当の調整率について改正を行いたいため。

交野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案

交野市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(交野市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 交野市職員の退職手当に関する条例(昭和47年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和49年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の交野市職員の退職手当に関する条例並びに第2条及び第3条の規定による改正後の交野市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。